

## 規約

### 第1条（名称）

本会の名称は、ぼかぼか食堂とする

### 第2条（目的）

本会は、会員相互の連携を図り、徳島市の子どもたちに関係する諸問題を解決することを目的とする「権利能力なき社団」である。

### 第3条（活動）

本会は前条の目的を達成するために必要な活動を行う。具体的には

- ① 子ども食堂の開催
- ② 子どもたちへの学習支援
- ③ 子どもの居場所づくり の3つである。

### 第4条（所在地）

本会の所在地は 徳島県徳島市住吉2丁目6-46 カレッジハイツ住吉103 とする。

### 第5条（設立年月日）

本会の設立年月日は2022年10月14日とする。

### 第6条（会員）

本会は、第2条に係る関係者をもって、会員とする。

### 第7条（役員）

本会には以下の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名

### 第8条（役員任期）

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第9条（総会の開催）

総会は必要に応じて役員が招集し、開催する。

第10条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 寄付金
3. その他収入

第11条（予算）

本会の収支予算は、役員が作成し、総会の決議を経なければならない。

第12条（決算）

本会の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに役員が作成し、総会の決議を経なければならない。

第13条（退会）

本会の会員は、退会の意思表示をすることにより、任意に退会することができる。

第14条（会費）

本会の会費は、総会で別に定める会費を負担することとする。

第15条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終了する。

第16条（補則）

本会の運営に規約改定が必要な場合は、総会で定める。

2022年10月14日

ほかほか食堂 代表 村崎弘汰

